

第1章 ケアマネジメントについて

1 介護保険法（平成九年十二月十七日 法律第百二十三号）（以下「法」という。）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている状況等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

2 介護保険法における基本理念

（1）尊厳を持った自立した生活

介護保険法第一条に「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」とあります。尊厳を保持するとは、人間らしく生きる権利を保障することであり、加齢に伴って生じた心身の変化、疾病等によって介護や支援が必要となっても、利用者がその人らしく望む生活ができるようにしていくことが重要であり、介護保険法の目的となります。

（2）自立支援

自立支援は「その有する能力」に応じて行われるものであり、支援を行う者は現状だけでなく生活歴や価値観なども踏まえて、「ありたい姿」や「望む生活」がどのようなものであるかを把握し、その実現のためには何が必要であるか分析することが大切です。また、利用者が主体的に取り組めるように、そして状態だけでなく生活の質（QOL）の向上に繋がるように支援する必要があります。

自立支援にあたっては、次のような視点が重要です。

- ①ありたい姿や望む生活について、自ら選択し、自己決定することで「存在意義」や「自己

効力感」を感じることができるようにする。(利用者が主役)

利用者の意向が消極的である場合は留意する必要があります。自立に向けての意欲が喪失している場合はその理由を解明し、真の思いを引き出して意欲を高める方法等を検討する必要があります。

②ありたい姿、望む生活を実現するために、幅広い視野での検討を行う(目標志向型の支援)

検討にあたっては、利用者や家族との信頼関係や協働関係を大切にし、医療をはじめとした関係機関(多職種)との連携によって、介護保険サービスにとらわれず、利用者が生き甲斐をもって生活できるように総合的な支援に繋がるようにすることが重要です。

③重度化防止の視点

状態の軽減や悪化の防止のためには、健康管理における医療連携、環境やメンタル面での配慮なども大切です。そのためには、利用者が主体的に取り組めるように支援することが必要となります。

④地域との繋がり視点

住み慣れた地域での生活を続けられるよう、また人や地域との関わりにおける可能性を検討し、「自己効力感」を感じることができるように支援することが大切です。また、緊急時対応や災害時対応などの体制の検討も必要となります。

3 介護支援専門員の義務

介護支援専門員の義務等については、法において、以下のように定められています。

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第六十九条の三十四 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

4 居宅介護支援の実施に当たって

(1) 概要・目的

居宅介護支援とは、要介護者に対して、介護支援専門員が、介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行うことです。

(2) 基本的な考え方

居宅介護支援の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように配慮して行われるものでなければなりません。

また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、不当に偏ることなく多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立に行われるものでなければなりません。

居宅介護支援では、自立支援・重度化防止の視点でアセスメント（課題分析）を行い、利用者の状況を踏まえた達成可能な目標を設定し、その達成に向けて利用者自身が主体的に取り組み、生きがいや役割を持って生活できるよう、健康状態の改善だけでなく、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう利用者の多様な選択を支援していくことが重要です。

トピックス 介護支援専門員のシャドウワークについて

介護支援専門員には、日々利用者や家族等から幅広く相談や依頼が寄せられており、介護報酬対象外でありながら、利用者の生活支援のために無償またはサービス外で実質的に行っている、いわゆるシャドウワークが課題となっています。

介護支援専門員は、介護を必要とする高齢者が、自立して生活を送るための援助に関する専門家です。法定業務（本来業務）である利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成に注力できるよう、事前に利用者及びその家族等に、できること・できないことを説明することが大切です。

主に以下のものは介護支援専門員の役割ではありません。

- ・郵便・宅配便等の発送・受取
- ・部屋の片付け・ゴミ出し、買い物などの家事支援
- ・携帯電話の操作や手続き
- ・害虫・ネズミの駆除
- ・書類作成・発送
- ・預貯金の引出・振込、財産管理
- ・代筆・代読
- ・福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き
- ・税金や公共料金の手続き・支払い
- ・日常的な安否確認
- ・救急搬送時の同乗
- ・入院中・入所中の着替えや必需品の調達
- ・通院や入退院の付添い
- ・死後事務
- ・医療同意
- ・徘徊時の搜索

介護支援専門員が専門性を生かして利用者へのケアマネジメント業務に注力できるよう、役割を明確にすることが大切です。